

## 口座振替規定

1. 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引き落としのうえ支払ってください。  
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振り出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. 収納企業の都合でお客さま番号等が変更になったときは、変更後のお客さま番号等で引き続き取り扱ってください。
4. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届け出ます。なお、この届け出がないまま長期間にわたり収納企業から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申し出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
5. この預金口座振替について、かりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

### [上記以外の東京都水道局追加事項]

私が受けるべき水道料金等の払い戻し金が、水道局から送金された場合は、私の口座に振り込んでください。

以 上